上尾市告示第３３５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に収納に関する事務を委託したので、同条第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１１月１６日

上尾市長　　畠　山　　稔

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

公益財団法人　上尾市シルバー人材センター

上尾市大字平塚３００１番地

２　指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入

(1)　上尾市自転車駐車場あげおサイクルポート南の使用料

(2)　上尾市原新町自転車駐車場の使用料

(3)　放置自転車の撤去及び保管の手数料

３　指定をした日

令和８年４月１日

４　委託をした日

令和８年４月１日